原料の種類						
原料購入価額						
購入場所						

備考
1　附則別表第1注1により2以上の供給地点群に係る費用又は収益を一括して整理した場合には、一括して整理したことを明示した欄を設けて、その額を記載すること。
2　原料購入価額は、当該事業年度に購入した原料が液化石油ガスである場合にあつては1キログラム当たりの、圧縮天然ガスである場合にあつては1立方メートル当たりの平均単価を記載すること。
3　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○経済産業省令第十九号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十四条第一項の規定に基づき、及び同法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第十七条第三項及び第六項の規定を実施するため、旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　認可料金の算定
　第一節　総原価の算定（第二条―第八条）
　第二節　料金の算定（第九条―第十八条）
第三章　届出料金の算定
　第一節　供給約款届出料金の算定（第十九条―第二十二条）
　第二節　供給約款変動額届出料金の算定（第二十三条・第二十四条）
第四章　原料費調整制度（第二十五条）
第五章　雑則（第二十六条―第二十八条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「法」という。）、ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下「施行規則」という。）、ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）、ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十二号。以下「託送料金算定規則」という。）及びガス事業託送供給収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十三号）において使用する用語の例による。

2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　「供給約款」とは、指定旧供給区域等小売供給約款をいう。

二　「卸供給」とは、他のガスを供給する事業者に対する導管による当該ガスを供給する事業者のガスを供給する事業の用に供するガスの供給（託送供給を除く。）をいう。

三　「大口・卸供給」とは、大口供給及び卸供給をいう。

四　「小口供給」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給すること（大口供給を除く。）をいう。

五　「規制需要」とは、指定旧供給区域等需要をいう。

六　「非規制需要」とは、小口供給に係る需要のうち規制需要を除くものをいう。

第二章　認可料金の算定

第一節　総原価の算定

（総原価の算定）

第二条　改正法附則第二十四条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする供給約款で設定する料金（以下「供給約款認可料金」という。）を算定しようとする旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下この条から第十八条までにおいて「事業者」という。）は、原価算定期間として、当該事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする三年間（変更しようとする供給約款で設定する料金を算定しようとする事業者にあっては一年を単位とする一年以上の期間）を定め、当該期間においてガス事業（特定ガス導管事業については法第五十五条第一項に規定するものに限る。以下同じ。）を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「総原価」という。）を算定しなければならない。

2　前項の総原価は、第四条の規定により算定される営業費の額、第五条の規定により算定される営業費以外の項目の額及び第六条の規定により算定される事業報酬の額の合計額から第七条の規定により算定される控除項目の額を控除して得た額とする。

（需要想定）

第三条　事業者は、ガス需給計画及び設備投資計画を供給計画等（法第十九条第一項及び法第五十六条第一項の規定に基づき届け出た供給計画並びに法第九十三条第一項に基づき届け出た製造計画をいう。以下同じ。）、需要想定（原価算定期間における販売量、調定件数その他の想定値をいう。以下同じ。）及び事業環境の将来の見込み（技術革新の動向、物価上昇率等の経済指標の動向その他のものをいう。以下同じ。）に基づき策定し、様式第一第一表及び第二表に整理しなければならない。

（営業費の算定）

第四条　事業者は、営業費として、別表第一第一表（1）に掲げる項目ごとに、同表に掲げる算定方法により算定される額を、様式第二第一表及び第二表に整理しなければならない。

（営業費以外の項目の算定）

第五条　事業者は、営業費以外の項目として、別表第一第一表（2）に掲げる項目ごとに、同表に掲げる算定方法により算定される額を、様式第二第一表及び第二表に整理しなければならない。

（事業報酬の算定）

第六条　事業者は、事業報酬として、レートベースに事業報酬率を乗じて得た額（以下「事業報酬額」という。）を算定し、様式第三第一表及び第二表に整理しなければならない。

2　前項のレートベースは、ガス事業の効率的な実施のために投下された有効かつ適切な事業資産の価値として、別表第一第二表に掲げる算定方法により算定した額とする。

3　第一項の事業報酬率は、事業者の健全な財務体質を維持しつつ、安定的かつ安全なガスの供給を確保する適正な設備投資を円滑に実施するために必要となる事業報酬の額を算定するために十分な率として、別表第一第二表に掲げる算定方法により算定した値とする。

（控除項目の算定）

第七条　事業者は、控除項目として、別表第一第三表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる算定方法により算定される額を、様式第四第一表及び第二表に整理しなければならない。

（総原価の整理）

第八条　事業者は、総原価として、第二条から前条までの規定により算定した営業費、営業費以外の項目、事業報酬及び控除項目の額を、第三項及び第四項に規定する算定方法により次の各号に分類し、総原価の額とともに、様式第五第一表に整理しなければならない。

一　製造費
二　供給販売費
三　一般管理費
四　その他費